

徳島市監査委員告示第15号

令和4年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年5月1日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	土	井	昭	一
同	武	知	浩	之

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内 藤 佐和子

令和4年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和5年3月31日報告分）に基づく措置状況

上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
《水道事業会計》 1 財産管理事務 (1) 行政財産使用料の減免手続が適正に行われていないものがあった。	《水道事業会計》 1 財産管理事務 (1) 今後は、行政財産の使用許可及び使用料に関する規程に基づき、適正に処理を行います。
《公共下水道事業会計》 1 収入事務 (1) 不納欠損処分の方決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。 2 契約事務 (1) 契約締結の方決裁は受けているが、契約書に上下水道事業管理者の押印がされていないものがあった。 3 財産管理事務 (1) 行政財産の使用許可等において、許可手続が適正になされておらず、金額及び根拠条項を誤っているものが散見された。	《公共下水道事業会計》 1 収入事務 (1) 当該文書については、直ちに是正しました。今後は、徳島市上下水道局事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。 2 契約事務 (1) 直ちに契約書を確認し、押印しました。今後は、地方自治法及び徳島市上下水道局契約規程等に基づき、適正に処理を行います。 3 財産管理事務 (1) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例及び徳島市公共下水道事業条例等に基づき、適正に処理を行います。